

令和2年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業 (介護分) 交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や介護分野の職員の支援等のため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分) 交付金(以下「交付金」という。)を予算の範囲内において交付することについて、補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)

令和2年6月19日老発0619第1号厚生労働省老健局長通知の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分) 実施要綱」(以下「国実施要綱」という。)に基づき実施する事業

(2) 介護サービス事業所・施設等

全ての介護サービス事業所及び介護施設等とし、具体的には別表1に掲げる事業所・施設

(交付対象事業)

第3条 交付金の対象とする事業は、国実施要綱に基づき実施する次の各号に掲げる事業とする。

(1) 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業

(2) 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

(3) 介護サービス再開に向けた支援事業

ア 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業

イ 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業

(交付対象期間)

第4条 交付金の対象とする事業の対象期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。なお、この要綱の施行以前に着手した事業及び完了した事業も対象とする。

2 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業について、国実施要綱に定める支援対象者における始期は令和2年1月15日とする。

(申請者)

第5条 交付金の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、次のとおりとする。

(1) 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業

別表1に掲げる、県内に所在する介護サービス事業所・施設等のうち、国実施要綱の支援対象者に該当する事業所・施設等を運営する法人等

(2) 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

国実施要綱の支援対象者は、原則として別表2の申請方法により申請するものとし、申請者は次のとおりとする。

ア 支援対象者から代理受領委任を受けた、県内に所在する介護サービス事業所・施設等を運営する法人等

イ 支援対象者のうち、アによる申請によることができないことについてやむを得ない事情がある者については、当該者

(3) 介護サービス再開に向けた支援事業

別表1に掲げる、県内に所在する訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び多機能型サービス事業所のうち、国実施要綱の支援対象者に該当する事業所を運営する法人等

(交付額の算出方法等)

第6条 交付金の交付の対象となる経費の区分及び額の算定方法は、次のとおりとする。

(1) 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業

事業所・施設ごとに、別表3の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(2) 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

国実施要綱に基づく支援額及び介護サービス事業所・施設等が介護従事者等に支給する際の振込手数料

(3) 介護サービス再開に向けた支援事業

ア 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業

国実施要綱に基づく支援額

イ 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業

事業所・施設ごとに、別表3の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

2 前項の規定により算出した交付金の額は千円単位とし、千円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。ただし、第3号アの規定により算出した交付金の額を除く。

(交付申請)

第7条 申請者が法人等である場合、令和2年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）交付金に係る交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

ア 事業所・施設別申請額一覧（別紙様式1）

イ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）に関する事業実施計画書（事業所単位）（別紙様式2）

ウ 介護慰労金受給職員表（法人単位）（別紙様式3）

エ その他知事が必要と認める書類

2 申請者が個人である場合、令和2年度神奈川県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（介護分）個人用申請書（第2号様式）に知事が必要と認める書類を添えて、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

3 申請者は、第1項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を交付対象経費とする場合にあっては、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付対象経費に占める交付金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付条件)

第8条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

(1) 令和2年6月30日厚生労働省発老0630第1号厚生労働事務次官通知の別紙「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）交付要綱」に定める各事業計画の各事業区分の範囲を超えて交付金の配分を調整する場合は、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業実施計画を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(4) 事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法

律施行令（昭和30年政令第255号）（以下「適正化令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

（変更の承認）

第9条 前条第1号から第3号までの規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、令和2年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）交付金変更（中止、廃止）承認申請書（第3号様式）に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

（申請の取下げのできる期間）

第10条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

（交付金の交付）

第11条 交付金の交付方法は、原則、第7条第2項の申請を除き、概算払とする。ただし、精算額での申請があった場合は、精算払によることができるものとする。

2 第7条第2項の申請に係る交付金は、申請に基づき交付する。

（状況報告）

第12条 規則第10条の規定による状況報告は、知事の要求があったときは、令和2年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）交付金事業実施状況報告書（第4号様式）により知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第13条 規則第12条の規定による実績報告は、令和2年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）交付金に係る実績報告書（第5号様式）に次の書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日（第7条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は

翌年度4月10日のいずれか早い日までに知事に報告するものとする。

ア 事業所・施設別支払済額一覧（別紙様式5）

イ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）に関する事業実施報告書（事業所単位）（別紙様式6）

ウ 介護慰労金受給職員表（法人単位）（別紙様式3）

エ その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、第11条第1項ただし書きの規定に基づき精算払により申請した場合、第7条第1項の交付申請書について、規則第12条の規定による実績報告を兼ねるものとし、申請に当たっては令和2年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）交付金に係る交付申請書兼実績報告書（第6号様式）に次の書類を添えて、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

ア 事業所・施設別申請額一覧（別紙様式1）

イ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）に関する事業実施計画書（事業所単位）（別紙様式2）

ウ 介護慰労金受給職員表（法人単位）（別紙様式3）

エ その他知事が必要と認める書類

3 消費税及び地方消費税を交付対象経費とする場合にあっては、交付金の交付を受けた法人等（以下「交付事業者」という。）は、第1項及び第2項の実績報告書を提出するにあたって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを交付金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

（交付金額の確定）

第14条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る交付対象事業等の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付金の額を確定する。

（交付金の返還）

第15条 知事は、交付金の額を確定した場合において、すでに確定額をこえる交付金が交付されているときは、交付対象事業完了日の属する年度の翌年度内で期限を定めて、確定額をこえる部分の交付金を返還させるものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還）

第16条 消費税及び地方消費税を交付対象経費とする場合にあっては、交付事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税

額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、令和2年度消費税仕入控除税額報告書（第7号様式）により、速やかに、遅くとも交付対象事業完了日の属する年度の翌年度末までに知事に対して報告しなければならない。なお、交付事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- 2 交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（慰労金受給職員表及び代理受領委任状等の保管）

第17条 慰労金を申請した介護サービス事業所・施設等を運営する法人等は、支援対象者に慰労金を支払ったときは、介護慰労金受給職員表に支払年月日及び支払金額を記入するとともに、支払記録を保管しなければならない。

- 2 慰労金を申請した介護サービス事業所・施設等を運営する法人等は、慰労金受給職員票及び代理受領委任状について、介護サービス事業所・施設等による慰労金の受給を証するものとして、県からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう、適切に保管するものとする。なお、慰労金の受給に関して虚偽や不正があったときは、当該慰労金を県に返還しなければならない。
- 3 第7条第2項の規定に基づき慰労金を申請した者は、慰労金の受給に関して虚偽や不正があったときは、当該慰労金を県に返還しなければならない。

（書類の整備等）

第18条 交付事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- 2 交付事業者が前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（暴力団排除）

第19条 神奈川県暴力団排除条例第10条（平成22年神奈川県条例第75号）の規定に基づき、第5条第1号及び第3号の申請者が次の各号に該当する場合は、交付金交付の対象

としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団
 - (3) 法人にあつては、代表者又は役員の中に第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
 - (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの
- 2 知事は、必要に応じ交付事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に確認することができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
- 3 知事は、交付事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(届出事項)

第20条 補助金の交付を受ける者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所、氏名又は法人名を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があつたとき。

(その他)

第21条 その他、事業の実施に当たり、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月13日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表 1

区分	事業所・施設種別
訪問系サービス事業所	訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所
通所系サービス事業所	通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所
短期入所系サービス事業所	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る。）
多機能型サービス事業所	小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所
介護施設等	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

- 1 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。
- 2 介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱う。
- 3 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所のうち、通所型サービス事業所は上表の通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型サービス事業所は上表の訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じ取り扱いとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱う。

別表 2

支援対象者	申請方法
現に従事している者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現に介護サービス事業所・施設等に従事している者（派遣職員や業務委託による者も含む。）については、原則として、介護従事者等が勤務先の介護サービス事業所・施設等に代理受領委任状（別紙様式4）を提出する。 ・ 委任を受けた介護サービス事業所・施設等を運営する法人等は、代理受領の委任を行った介護従事者等について、慰労金受給職員表（別紙様式3）を取りまとめ、県に給付申請を行う。 ・ 介護サービス事業所・施設等の口座に慰労金を受け入れて、職員に給付を行うことが制度的に出来ない法人等（公設の地域包括支援センターや特別養護老人ホーム

	等) について、当該介護サービス事業所・施設等が介護従事者等を取りまとめて給付申請を行う場合、申請にあたっては、職員ごとに振込口座を確認し、記載するものとする。
介護サービス事業所・施設等を退職した者	実施要綱に定める支援対象者に該当する者であって、既に介護サービス事業所・施設等を退職した者については、対象期間（令和2年1月15日から令和2年6月30日まで）における勤務先による申請又は県への直接申請によるものとする。

別表3

事業種別		基準額	対象経費	交付率
感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業		国実施要綱別添の基準単価	国実施要綱別添の対象経費	10 / 10
介護サービス再開に向けた支援事業	在宅サービス事業所における環境整備への助成事業	国実施要綱別添の基準単価	国実施要綱別添の対象経費	10 / 10

神奈川県知事 殿

(法人名)
(役職・代表者名)

令和2年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）交付金に係る
交付申請書

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

申請額： 千円

(内訳)

- | | |
|--------------------------------|----|
| 1. 介護慰労金事業 | 千円 |
| 2. 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業 | 千円 |
| 3. 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業 | 千円 |
| 4. 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業 | 千円 |

(添付書類)

- 事業所・施設別申請額一覧（別紙様式1及び別添）
- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）に関する事業実施計画書（事業所単位）（別紙様式2）
- 介護慰労金受給職員表（法人単位）（別紙様式3）

感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業、在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業、在宅サービス事業所における環境整備への助成事業の申請に当たっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいないことを誓約します。

申請後に、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいないことを確認するため、県からの求めがあった場合は確認に必要な個人情報の提出に応じ、情報を神奈川県警察本部に照会することについて、代表者及び役員全員が同意しています。

【申請内容に関する連絡先】

申請法人住所	〒
部署名	
担当者氏名	
連絡先	電話番号
	e-mail

(別添)事業所・施設別申請額一覧(サービス別一覧)

No.	介護保険 事業所番号	事業所・施設名	サービス種別	電話番号	郵便番号	住所	代表となる 事業所・施設名	補助予定額(千円)					
								介護 慰労金	20万円 対象者の 有無	感染対策 費用助成 事業	個別再開 支援助成 事業	再開環境 整備助成 事業	合計
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													

(注)行が不足する場合には、「本申請書の使い方」に従って、行を追加すること。列の挿入は絶対に行わないこと。

(様式2)

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分)に関する事業実施計画書(事業所単位)

施設概要

介護保険事業所番号			事業所名称					
所在地	郵便番号	都道府県名	住所		連絡先	電話番号	担当部署名	
提供サービス			サービス種類コード		定員	人	職員数 (派遣含む)	人
事業区分	<input type="checkbox"/> 介護慰労金事業 → 1を記載		<input type="checkbox"/> 感染対策費用助成事業 → 2を記載					
	<input type="checkbox"/> 個別再開支援助成事業 → 3を記載		<input type="checkbox"/> 再開環境整備助成事業 → 4を記載					

口座情報

国保連合会に登録されている口座情報を本事業の振込に使用することに同意する		本事業は原則、国保連合会のシステムを活用した補助金の交付を予定しています。(債権譲渡がある場合等を除く)
国保連合会に登録されている口座は債権譲渡されていない		債権譲渡されていない場合は、左欄に○を入れて下さい。 ※債権譲渡されている場合、都道府県に申請して下さい。

支出予定額

1. 介護慰労金事業 ※対象職員の氏名等について、様式3を作成すること。				申請額①	千円	
慰労金の区分・人数	20万円対象	人	5万円対象	人	振込手数料	千円(千円未満切り捨て)

2. 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業		補助上限額	申請額	今回申請分②	千円
		千円		既申請分	千円
【感染拡大防止対策や介護サービスの提供体制の確保のための経費】				年度合計額	千円

科目	所要額(円)	用途・品目・数量等
賃金・報酬		
謝金		
会議費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
合計		

3. 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業

				申請額③	千円
利用者1人あたり単価 (居宅介護支援以外共通)	電話による確認	1,500 円	対象利用者数	人	
	訪問による確認	3,000 円	対象利用者数	人	
居宅介護支援のみ 右欄に記載	電話による確認	1,500 円	対象利用者数	人	
	電話による確認(看護師等が協力した場合)	4,500 円	対象利用者数	人	
	訪問による確認	3,000 円	対象利用者数	人	
	訪問による確認(看護師等が協力した場合)	6,000 円	対象利用者数	人	

4. 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業

				補助上限額	申請額	今回申請分④	千円
				千円		既申請分	千円
【在宅サービス事業所における環境整備のための経費】						年度合計額	千円

科目	所要額(円)	用途・品目・数量等
賃金・報酬		
謝金		
会議費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
合計		

(注) 2. 及び4. の事業の申請額(今回申請分)は、補助上限額と所要額を比較していずれか低い方の額が入力される。

様式 4

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金

代理受領委任状

年 月 日

神奈川県知事 様

委任者 住 所 〒

氏 名

電話番号

()

私は、下記の事項を確認・承諾し、(法人名・代表者名)を代理受領者と定め、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)実施要綱の規定により、慰労金の請求及び受領に関する権限を委任します。

記

1. 私は、医療・介護・障害の慰労金について、他の介護サービス事業所・施設及び医療機関等からの給付申請や都道府県への給付申請を行いません。
2. 当該慰労金について、複数回の受給を行った場合には、速やかに返還することを誓約します。

(注意事項)

- ・ この委任状は、慰労金を代理受領する職員ごとに作成して下さい。
- ・ 介護サービス事業所・施設等は、この委任状を法人単位で取りまとめて、様式3(介護慰労金受給職員表)を作成し、介護サービス事業所・施設等が所在する都道府県知事に提出して下さい。
- ・ この委任状は、都道府県への提出は不要です。ただし、慰労金の代理受領を証するものとして、都道府県からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう、法人本部又は介護サービス施設・事業所において、適切に保管しなければなりません。

(第2号様式)

令和2年度神奈川県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金(介護分)個人用申請書

申請日	令和 年 月 日
対象期間内に勤務していた事業所・施設等の所在する都道府県	
神奈川県知事殿	



①申請者の氏名等

(フリガナ) 氏 名	現 住 所	生年月日
印	〒	(明治・大正・昭和・平成) 年 月 日
日中連絡可能な電話番号	()	(自宅・勤務先・携帯)
電子メールアドレス		

②対象期間内に勤務していた介護サービス施設・事業所の名称等

勤務先の名称	事業所番号	住所

③申請額等

申請額	5万円 ・ 20万円	(該当する金額を○で囲んでください)
裏面の申請額フローチャートの該当番号に○をつけてください		重複申請の有無
① ・ ② ・ ③		有 ・ 無

④勤務先における申請者の業務内容等 ※介護サービス事業所・施設において記載してもらうこと

勤務先での職種	サービス種類	利用者との接触の有無
		有 ・ 無
令和2年1月15日から6月末までの勤務日数	勤務先における主な業務内容	
勤務先の証明	法人名	代表者名 印

注：1カ所の勤務だけでは日数要件に満たない場合、勤務した日数を合算できるが、その場合にはこの用紙を追加して表面の①(申請者の氏名と印及び生年月日のみで可)、②、④の欄に記載したものを勤務箇所数分提出すること。

○下記の事項に同意の上、慰労金を申請します。

- ①当該介護サービス施設・事業所での勤務実態が条件を満たしていない場合は申請できません。
- ②医療・介護・障害の慰労金について、他の介護サービス施設・事業所等及び医療機関等からの給付申請や都道府県への給付申請を行うことはできません。
- ③県が、下記に記載された受取口座に振込手続後、記載間違い等の事由により振込が完了せず、かつ、申請期限までに、県が申請者に連絡をしようとしても連絡がとれない場合には、県は申請が取り下げられたものとみなします。
- ④慰労金の給付条件を満たしていなかった場合、記載内容に虚偽があった場合又は複数機関から給付を受けた場合は、慰労金を不当利得として返還していただきます。
- ⑤慰労金は、申請された口座に支給します。氏名等に変更があった場合は速やかに申し出てください。

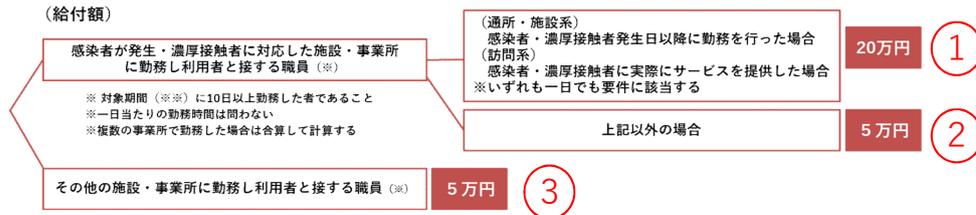
【受取口座記入欄】 ※長期間入金のない口座を記入しないこと

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支店名	分類	口座番号 (右詰で記載)	(フリガナ) 口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 5.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	1 普通 2 当座		
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6行目がある場合は※に記載)		通帳番号 (右詰で記載)	(フリガナ) 口座名義
ゆうちょ銀行を選択した場合は、 貯金通帳の見開き左上 または キャッシュカードに記載された記号・番号 を記載すること	※			

★裏面にも記載箇所があります

(申請書裏面)

○慰労金の申請額フローチャート



※※神奈川県の場合、令和2年1月15日から6月末

本人確認書類 写し貼り付け

・ 運転免許証のコピー ・ 健康保険証のコピー 等

振込先金融機関口座確認書類 写し貼り付け

・ 通帳（口座番号、支店番号及び口座名義（カタカナ）が書かれた部分）
又はキャッシュカードのコピー 等

チェックリスト

(以下の項目について必ず確認し、確認後はチェック欄 (□) にレを入れること)

- ①記載漏れや記載誤りがないか、再度ご確認下さい。
- ②記入した口座番号と添付した通帳のコピーの口座番号が一致することをご確認下さい。
- ③添付資料に漏れが無いにご確認下さい。
- ④医療・介護・障害の慰労金について、他の介護サービス施設・事業所等及び医療機関等からは慰労金の申請は
いません。
- ⑤慰労金の給付条件を満たしていなかった場合、記載内容に虚偽があった場合、複数の慰労金の給付を受けた場
合は、慰労金の返還をしなければならないことを確認しました。

第3号様式

年 月 日

神奈川県知事 殿

法人名

役職・代表者名

令和2年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）交付金
変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付けで交付決定を受けた令和2年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）交付金を次のとおり変更（中止、廃止）したいので承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 変更（中止、廃止）の内容

事業の内容	変更（中止、廃止）前	変更（中止、廃止）後

2 変更（中止、廃止）の理由

3 交付変更額

既交付決定額： 円
変更請額： 円
差引増減額： 円

第4号様式

年 月 日

神奈川県知事 殿

法人名

役職・代表者名

令和2年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）交付金
事業実施状況報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた令和2年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）交付金に係る交付対象事業の 年 月 日
現在における実施状況を、次のとおり報告します。

1 交付対象事業の執行状況

2 交付対象事業の経費の執行状況

神奈川県知事 殿

(法人名)
(役職・代表者名)

令和2年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）交付金に係る実績報告書

年 月 日付で交付決定を受けた令和2年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）交付金に係る支援事業の実績を、次のとおり報告する。

精 算 額 : 千円

(内訳)

- | | |
|--------------------------------|----|
| 1. 介護慰労金事業 | 千円 |
| 2. 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業 | 千円 |
| 3. 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業 | 千円 |
| 4. 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業 | 千円 |

(添付書類)

- 事業所・施設別支払済額一覧（別紙様式5及び別添）
- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）に関する事業実施報告書（事業所単位）（別紙様式6）
- 介護慰労金受給職員表（法人単位）（別紙様式3）

【申請内容に関する連絡先】

申請法人住所	〒
部署名	
担当者氏名	
連絡先	電話番号
	e-mail

(様式6)

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分)に関する事業実施報告書(事業所単位)

施設概要

介護保険事業所番号			事業所名称					
所在地	郵便番号	都道府県名	住所	連絡先	電話番号	担当部署名		
提供サービス			サービス種類コード		定員	人	職員数 (派遣含む)	人
事業区分	<input type="checkbox"/> 介護慰労金事業 → 1を記載			<input type="checkbox"/> 感染対策費用助成事業 → 2を記載				
	<input type="checkbox"/> 個別再開支援助成事業 → 3を記載			<input type="checkbox"/> 再開環境整備助成事業 → 4を記載				

精算額

1. 介護慰労金事業 ※対象職員の氏名等について、様式3を作成すること。				精算額①	千円	
慰労金の区分・人数	20万円対象	人	5万円対象	人	振込手数料	千円(千円未満切り捨て)

2. 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業		補助上限額	精算額	今回精算分②	千円
		千円		既交付分	千円
				年度合計額	千円

【感染拡大防止対策や介護サービスの提供体制の確保のための経費】

科目	支払済額(円)	用途・品目・数量等
賃金・報酬		
謝金		
会議費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
合計		

3. 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業				精算額③	千円
利用者1人あたり単価 (居宅介護支援以外共通)	電話による確認	1,500 円	対象利用者数	人	
	訪問による確認	3,000 円	対象利用者数	人	
居宅介護支援のみ 右欄に記載	電話による確認	1,500 円	対象利用者数	人	
	電話による確認(看護師等が協力した場合)	4,500 円	対象利用者数	人	
	訪問による確認	3,000 円	対象利用者数	人	
	訪問による確認(看護師等が協力した場合)	6,000 円	対象利用者数	人	

4. 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業		補助上限額	精算額	今回精算分④	千円
		千円		既交付分	千円
				年度合計額	千円

【在宅サービス事業所における環境整備のための経費】

科目	支払済額(円)	用途・品目・数量等
賃金・報酬		
謝金		
会議費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
合計		

(注) 2. 及び4. の事業の精算額(今回精算分)は、補助上限額と支払済額を比較していずれか低い方の額が入力される。

神奈川県知事 殿

(法人名)
(役職・代表者名)

令和2年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）交付金に係る
交付申請書兼実績報告書

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

申請額： 千円

(内訳)

- | | |
|--------------------------------|----|
| 1. 介護慰労金事業 | 千円 |
| 2. 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業 | 千円 |
| 3. 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業 | 千円 |
| 4. 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業 | 千円 |

(添付書類)

- 事業所・施設別申請額一覧（別紙様式1及び別添）
- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）に関する事業実施計画書（事業所単位）（別紙様式2）
- 介護慰労金受給職員表（法人単位）（別紙様式3）

感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業、在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業、在宅サービス事業所における環境整備への助成事業の申請に当たっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいないことを誓約します。

申請後に、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいないことを確認するため、県からの求めがあった場合は確認に必要な個人情報の提出に応じ、情報を神奈川県警察本部に照会することについて、代表者及び役員全員が同意しています。

【申請内容に関する連絡先】

申請法人住所	〒
部署名	
担当者氏名	
連絡先	電話番号
	e-mail

第7号様式

年 月 日

神奈川県知事 殿

法人名
役職・代表者名 印

令和2年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）交付金
消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた令和2年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）交付金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- | | | |
|---------------------------|------|--------|
| 1 交付金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告の有無（どちらかを選択） | 有 | ・ 無 |
| （2で「無」を選択の場合は以下不要） | | |
| 3 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） | 一般課税 | ・ 簡易課税 |
| （3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要） | | |
| 4 交付金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 6 交付金返還相当額（5から4の額を差し引いた額） | 金 | 円 |

- （注） 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 交付金返還相当額がない場合であっても、報告すること。